

## 訪問看護利用料金表 (介護保険)

項目	単位数	金額	項目	単位数	金額
		1割負担			1割負担
①基本料金(看護) 要支援	300単位	334円	初回加算	300単位	334円
	448単位	498円	退院時共同指導加算	600単位	668円
	787単位	875円	夜間、早朝加算	訪問看護費に25/100加算	
	1,080単位	1,201円	深夜加算	訪問看護費に50/100加算	
要介護	311単位	346円	ターミナルケア加算	2,000単位	2,224円
	467単位	519円	長時間訪問看護加算	300単位	334円
	816単位	907円	複数名訪問看護加算	254単位	283円
	1,118単位	1,243円	(30分以上)	402単位	447円
② 加算額			サービス提供体制強化 加算	6単位	7円
緊急時訪問看護加算	574単位	638円			
特別管理加算 I	500単位	556円	看護体制強化加算 II	300単位	334円
特別管理加算 II	250単位	278円	看護、介護職員連携強 化加算	250単位	278円

## (備考)

- ①緊急時訪問看護加算 計画外で緊急訪問を必要に応じて行う場合
- ②特別管理加算 I 気管切開している人、気管カニューレ使用している人、留置カテーテル使用している人など
- ③特別管理加算 II 透析、酸素療法、経管栄養、人工肛門、褥瘡状態の人、点滴注射を3日以上必要な人など
- ④看護、介護職員連携強化加算 訪問介護者に喀痰吸引、胃瘻、腸瘻などの経管栄養、経鼻経管栄養の助言等を支援した場合
- ⑤初回加算 初回訪問看護を実施した日
- ⑥退院時共同指導加算 医療機関、老健施設などの入院、入所中の人に主治医と連携して在宅生活の指導をした場合
- ⑦夜間、早朝加算 夜間、早朝に訪問看護を行った場合
- ⑧深夜加算 深夜に訪問看護を行った場合
- ⑨ターミナル加算 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
- ⑩長時間訪問看護加算 厚生労働大臣が定める状態にある人に1時間以上1時間30分未満の訪問看護を実施し、引き続き訪問看護をし通算1時間30分以上となる場合
- ⑪複数名訪問加算 身体的理由により1人の看護師訪問が困難な場合や暴力行為などがある場合
- ⑫サービス提供体制強化加算 すべての看護師が研修に参加し、会議を定期的に行い、健康診断を定期的実施。看護師総数が勤続年数3年以上占める割合が30/100以上
- ⑬看護体制強化加算 6ヶ月間で緊急時訪問看護加算の算定割合が50%以上。6ヶ月で特別管理加算の算定割合が30%以上。1年間でターミナルケア加算の算定した利用者が1人以上